

令和元年度第3回宮城県環境審議会

日 時：令和2年1月24日（金曜日）

午後1時30分時から午後2時40分まで

場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

1 開 会（司会）

- ・宮城県環境審議会条例第6条第2項の規定による会議成立の宣言（委員25人中、20人出席）
- ・宮城県情報公開条例に基づく会議の公開の確認
- ・資料確認

2 あいさつ（大森 環境生活部長（以下「環境生活部長」））

3 議 事（進行：須藤 環境審議会会長（以下「須藤会長」））

<須藤会長> まずは一言御挨拶を申し上げ、その後、審議に入りたい。先ほど、大森部長の御挨拶にもあったように、本県は、先日の台風19号の被災県となり、様々な問題が残された。その中でも、CO2排出量が大いではないかということで、知事が、2050年には二酸化炭素排出を実質ゼロにしていきたいと表明されたとのことである。今後、当審議会でもこういった課題について議論をし、環境先進県であるということを表明していくことが求められていると確信している。

本日は審議事項2件と、報告事項2件が予定されている。まずは、審議事項①「令和2年度公共用水域水質及び地下水質測定計画について」の諮問である。担当課から説明願う。

（1）審議事項

① 令和2年度公共用水域水質及び地下水質測定計画について（諮問）

<環境対策課> 資料（審1-1から1-4）に沿って説明。

質疑

<須藤会長> この議題については、後日、水質専門委員会議で議論するが、本日、平成30年度測定結果との比較等についての説明もあり、過去の測定結果についての反省を踏まえて、今後の測定計画についていろいろ議論すべきと考えているので、その辺りも含め、委員から質問があればどうぞ。香野委員、どうぞ。

<香野委員> 2点ある。まずは審1-1の3ページで、湖沼のCODの環境基準を満たしていない地点が沢山あるが、全国平均でも達成率が50%程度ということは、環境基準が厳しいということなのか。

<須藤会長> 毎年、この点が議論となっている。宮城県の湖沼の環境基準達成率が8%と低く、これがずっと続いているが、これは水質基準が厳しいためなのか、本当に湖沼が汚れているのかということについての御質問でよろしいか。担当課から説明願う。

<環境対策課> 河川では100%達成しており、これは、県で実施している水質規制や、生活排水対策としての下水道の整備などが機能しているということになる。一方、湖沼ではなかなか達成していないが、この点については、審1-2の7ページ「(3) 迫川・江合川」の右端の一番上の「栗駒ダムCOD」を御覧いただきたい。栗駒ダムはAA類型で、最上級の類型であり、これは基準値としては1mg/Lである。栗駒ダムに流入する河川については、左側の方にグラフがあり、こちらは環境基準を達成しているが、これが栗駒ダムに流入すると、環境基準1mg/Lを超過している状況である。これは一つには、湖沼の特質として、水の滞留時間が長く有機物が蓄積するということもあり、また、光合成等により有機物が生成するということもある。さらに、人口湖にはよく見られることだが、森林からの負荷が避けられないということがある。栗駒ダムについては、流入水について人為的負荷はあまりないので、基準を超過してしまうのは森林からの負荷というのが大きいということになる。この点はどの湖沼についても言えることで、なかなか環境基準が達成できない。AA類型は環境基準が1mg/Lだが、もし仮に、A類型であれば環境基準が3mg/Lとなるので、環境基準を下回ることになる。類型指定の仕方についてはルールがあるが、各県の考え方で指定しており、その辺りの差はあるのかもしれない。

<須藤会長> 香野委員、環境基準を1mg/Lではなく、3mg/Lにしたらどうかという御意見でもあるか。

<香野委員> それと、樽水ダムについては、同じダムでもここだけがAA類型でなくA類型となっているが、何か理由があったのか。

<環境対策課> 基本的には、利水の状況に応じて類型指定をするということになっている。また、自然環境保全地域があれば機械的にAA類型とする運用をかつてしていたことがあり、栗駒ダムはAA類型となる。樽水ダムに関しては、水道水源としての利用があり、例えば、簡易な浄水で水道供給できるような水質であればAA類型となるが、もう少し浄水工程を要するというのであればA類型としてもよいということになっており、その差だろうと考えている。

<須藤会長> 湖沼法に指定されている釜房ダムもAA類型で環境基準1mg/Lだが、仮にA類型、環境基準3mg/Lの場合は、環境基準を達成するかしらないかのぎりぎりと思うが。

<環境対策課> 達成すると思う。県内には11湖沼あるが、その中でも釜房ダムは、環境基準は超過しているが、比較すれば、水質はきれいな方である。

＜須藤会長＞ そういった矛盾はあるが、いつもこの議論の度、達成率8%を掲げていくのはいかなものかと、私自身思っている。すぐできるかどうか分からないが、水の利用状況に応じて環境基準を決められるので、必ずしもAA類型でなくともよいかという気もする。いずれ、この辺りの議論をさせていただいた上で、達成率を上げるために基準を下げるというのも変だが、そういうことをしていかないと、永遠に達成率8%ということになりうると思うので、今後また御意見を頂きたいと思う。他の委員よろしいか。土屋委員どうぞ。

＜土屋委員＞ 審1-2の19ページの公共用水域放射性物質モニタリング測定結果で、だんだんと放射性物質の濃度が下がっていっているデータが示されている。一方で、昨年又は一昨年かもしれないが、除染をした稲わら等の焼却試験が開始されたと聞いているが、こちらの結果は、公共水域のモニタリングポイントであって、除染の低レベル物質の焼却のモニタリングとは別のものという理解でよろしいか。

＜環境対策課＞ この調査については、水質汚濁防止法に基づく常時監視の一環として、環境省が実施しているものであり、除染対策とは異なる。

＜土屋委員＞ この他にモニタリングしているポイントがあるということか。

＜環境対策課＞ 承知しているのは、公共用水域についてはこちらにお示ししたとおりである。

＜須藤会長＞ 公共用水域での測定点はここだけということか。

＜環境対策課＞ そうである。

＜須藤会長＞ 担当室どうぞ。除染廃棄物の焼却についてでよいか。

＜放射性物質汚染廃棄物対策室＞ 汚染稲わらの関係は、一般廃棄物の処理として、各市町村が環境に影響がないかということ調査しながら進めている。各市町村で排ガス、周辺土壌、水質関係について調査をして、各市町村や一部事務組合等のホームページに公表しながらやっているが、これまで特に問題のある数値は出ていない状況である。

＜須藤会長＞ 土屋委員の御質問は、公共水域水質測定での環境基準点についてであったが、今の説明は廃棄物対策に関することでよいか。

＜放射性物質汚染廃棄物対策室＞ そうである。各市町村による汚染稲わら等の試験焼却に関する取組について御説明申し上げた。審1-2は一般環境の話でのモニタリングとして環境省で実施しているものであり、分けて考えていただければと思う。

＜須藤会長＞ 土屋委員よろしいか。

<土屋委員> 了解した。汚染稲わらの試験焼却に関しては、各市町村が責任を持ってモニタリングしていて、審1-2の説明は宮城県内の公共水域の部分ということで理解した。

<須藤会長> 他の委員よろしいか。この議題は、専門的な分野でもあり、多くの項目について議論しなければならないので、私が座長を預かっている水質専門委員会議で議論をさせていただき、その結果をこの環境審議会へお戻しし、先ほどの委員の御質問などを含めてお答えさせていただいて、最終的に答申させていただく、ということにさせていただきたいと思うが、いかがか。特に異議がなければそのように決めさせていただく。続いて、審議事項「宮城県水循環保全基本計画（第2期）について」、こちらも本日付けで当審議会に諮問いただいております、担当課から説明願う。

② 宮城県水循環保全基本計画（第2期）について（諮問）

<環境対策課> 資料（審2-1から2-2）に沿って説明。

質疑

<須藤会長> 最初に私から質問がある。この基本計画について、県内5つの流域のうち、2つについてはまだ一度も流域計画を作ったことがないが、今回の計画は、既に策定されている3つの流域の計画と理解してよろしいか。他の2つはこれから策定となるのか。その辺りの整合性についてはどうか。

<環境対策課> 条例では、まず基本計画を定め、その基本計画に基づいて、流域計画を定めることとなっている。現在の水循環保全基本計画は平成18年度に策定したが、策定に当たり、流域ごとに4つの指標について評価し、点数の低いところから流域計画を策定することとし、これまで3流域について流域計画を策定してきた。鳴瀬川流域、北上川流域など順次策定を進めたが、東日本大震災が発生し、だいたい流域の状況も変化し、また、復旧復興事業が盛んに行われ、なかなか流域計画が策定しづらい状況となった。残りの2流域については、令和2年度までの復興期間の終了後に、改めて検討することとした。基本計画は、流域計画に方向性を与えるものなので、それは全部を網羅する形で策定するということになる。

<須藤会長> 概要はお分かりいただけたと思うが、具体的には、専門委員を委嘱し、そこで議論するということがよろしいか。委員から疑問の点があればどうぞ。

<土屋委員> 大局的には結構な計画だと思う。ただ、「安全な流れ」という指標は、河川整備率と海岸整備率を基に算出する指標で、平成29、30年度と「安全な流れ」の指標が上がっているという説明だったが、残念ながら、昨年、吉田川と阿武隈川で大きな災害があった。やはり県民感情として、安全性が向上しているということと、実際起きている現象との間には乖離があるような気がする。それを、水循環保全基本計画でうまく落とし込めるかというとなかなか難しいが、やはり表現としては、安全に対しては常に注視する必要があって、この指標だけで測れないものがある。「常に注意をして、より安全安心な地域にしていく」というような文言が入るとか、表現について注意をした方がよいのではないかという印象を持った。

<環境対策課> 大変重要な御意見だと思う。分かりやすいように、また、皆様の思いを払拭するような表現が必要だと思っている。一点申し上げますと、これは安全だけを追求するというものではなく、4つの要素で見ている。健全な水循環というのはそのバランスであり、安全は確保し、そしてさらにその豊かな生態系を確保していこうという計画である。その辺りについてPRが足りない部分もあるかと思うので、今後の課題として捉え、次期計画に反映していきたい。

<須藤会長> 先の災害等、その辺りのイメージが強くなってしまうと、議論をどう進めていけばいいかということが分かりにくくなるが、とりあえずそういった点については横に置いて御理解いただいた方がよろしいかと思う。他の委員よろしいか。石澤委員どうぞ。

<石澤委員> 水循環の中で、植物・森林の重要性、つまり蒸散だが、このことについて「豊かな生態系」において、森林の保全ということで考えられていると思う。この「豊かな生態系」の評価の上で、森林や植物の被覆率がどう変化しているかということは、指標の中に入っているか。資料を見ると、自然界の水循環で、河川等の水質の保全というのが中心になっているようだが、水循環の中で植物の果たす役割の重要性というのは、あまり表現されていないような気がする。

<環境対策課> 被覆率ではないが、「豊かな生態系」の指標の評価には、植物環境指標というものを設けており、土地利用の状況に応じて自然度を評価する形をとっている。審2-1の2ページの「豊かな生態系」のところに記載しているが、土地利用区分を5段階に分けて自然性を定量化し、点数付けを行っている。この指標の中には、森林の整備ということも入っており、その中で見ていくという形になる。

<石澤委員> 私は植物を専門としているので、こういう水循環を考えるとときには、植物の

重要性ということをぜひとも考えていただきたい。一方で、エネルギー政策として、森林を伐採し、太陽光エネルギーの利用がされており、非常に難しい問題かと思うが、森林や植物について水質循環の保全に極めて重要な因子の一つとして取り上げていただきたいと思っている。

<環境対策課> おっしゃるとおりだと思う。先ほど、「豊かな生態系」についてのみ申し上げたが、「豊かな流れ」においても、地下水涵養能力というものをを用いて評価しており、森林並みの流出係数を目指すことを掲げている。これを確保するための施策としては、現行計画では保安林の整備や植樹事業といったものを盛り込んでおり、次期計画にも引き続き盛り込んでいきたいと考えている。

<須藤会長> ただいま大変重要な御意見を頂いたので、このことは専門委員会に十分伝えて、議論の対象にしていきたいということで、石澤委員よろしいか。他の委員はよろしいか。また、先ほどから申し上げたが、3流域だけが先に進んで、ある意味、ちぐはぐな部分も出てきていること、まだ復興が終わっていない地域もあり、評価しにくいということもあるので、分けて議論していくことも必要かと思う。詳しいことは、専門委員に調査・検討をお願いするときに申し上げていきたい。この議題については終了とし、次は、報告事項①「宮城県環境基本計画の進捗状況について」、担当課から説明願う。

(2) 報告事項

① 宮城県環境基本計画の進捗状況について

<環境政策課> 資料（報1）に沿って説明。

質疑

特になし。

<須藤会長> 次に、報告事項②「令和元年台風第19号に係る災害廃棄物等の対応状況について」ということで、冒頭の大森部長の挨拶にもあったように、本県は大きな災害被害を受けた県として、現時点で復旧復興が完了しておらず、来年度に持ち越される部分もあると伺っている。担当課から説明願う。

② 令和元年台風第19号に係る災害廃棄物等の対応状況について

<循環型社会推進課> 資料（報2）に沿って説明。

質疑

<須藤会長> 予想外の災害と、それに伴って合計35万トンもの廃棄物が発生したということである。私が事前に伺った内容では、稲わらについてなかなか対応しきれていないということで、これは来年度に及ぶということによいか。

<循環型社会推進課> そうである。

<須藤会長> 県外から大分応援いただいているようだが、これはお願いしてではなく、率先して協力くださっているものか。

<循環型社会推進課> 報2裏面の「3 災害廃棄物の広域処理状況」について記載してあるが、環境省東北地方環境事務所の仲介で、受入・応援していただける自治体を紹介いただいたり、自ら積極的に手を差し伸べていただいている自治体もある。

<須藤会長> 環境省東北地方環境事務所 小澤所長、宮城県のためにいろいろ御配慮いただき感謝申し上げます。何かコメントいただけるか。

<環境省東北地方環境事務所> 本日、角田市の大友市長もいらっしゃっており、被災住民の避難、生活支援という、多くの課題を自治体が抱えている中で、廃棄物処理について県庁の御指導を受けながら連携し対応され、また、国土交通省東北地方整備局や農林水産省東北農政局でもいろいろな連携をして支援いただいたということで、改めて、県庁の皆様、自治体の皆様に感謝申し上げたい。

<須藤会長> 今後ともよろしく御指導願いたい。大友委員どうぞ。

<大友委員> 角田市長の大友です。この度の台風災害に関し、特に災害ごみの処理に関して、環境省東北地方環境事務所はじめ、県庁循環型社会推進課に大変な御支援を頂いた。この場をお借りして御礼を申し上げたい。きつい言葉も申し上げたかもしれないが、しっかり受け入れていただき、広域処理で対応いただき、おそらく5、6月辺りまでには、全ての災害ごみ処理が完了するのではないかと考えている。もう少しお話させていただくと、丸森町で相当な被害があったが、その隣の角田市では、約1400世帯が床上・床下浸水し、その63%が床上浸水だった。畳以上の浸水があると、家財の半分ぐらいは廃棄しなければならず、災害ごみとして処理している。また、稲わらが2万7000立方メートル、重量換算すると約7000トンあり、家庭の災害ごみ3万9000トンと合わせると相当な量である。これを仙南地域のクリーンセンターだけで処理しきれず、県内では仙台市、登米市、県外では山形県、秋田県、茨城県つくば市等々、御紹介いただき処理している。県や国からお力添えいただいているが、災害に関しては、対口支援、カウンターパートということで、太平洋側の市町村が被災した場合には、日本海側の市

町村或いは県から支援いただくという取り決めになっている。今回は、青森県、秋田県、山形県、新潟県からの支援を大分頂いている。災害に関して、こういった連携ができていくのは大変いい形になっていると思っている。広域処理をする場合、1トン当たり大体10万円の処理料金が掛かり、角田市では3万9000トンと、処理費だけで39億円掛かるもので、環境省で相当の費用を支援いただいて処理できる。これまでの皆さんの御支援に心から感謝を申し上げたい。今後ともどうぞよろしくお願ひしたい。

<須藤会長> 大友委員、貴重な御経験の御発言を頂き感謝申し上げます。今後とも、こういうことはそう起こってほしくないが、現在の地球温暖化の状況を見ると、もしかしたら毎年とか1年おきとか、また地域を変えて起こりうる可能性が十分ある。これは経験として、今後に活かしていきたいと思うし、委員の皆さんにもそう思っていたきたい。他に何か御意見はあるか。よろしいか。これは議論するようなものでなく、こういうことが起こったら、お互い助け合っていくという理念のもとに、被災市町村で連携し、県同士も連携し、それから個人もそれぞれ連携をしていくという、いろんな形の連携があって、成立するものと思う。今回のこの災害廃棄物の経験は、今後に活かしていくため、ぜひ記録に残しておいていただきたい。以上で、本日子定の議題は終了となるが、その他として、事務局から何かあるか。

(3) その他

事務局からは特になし。

<須藤会長> まだ多少時間があるので、委員から何かあるか。地球温暖化のことでも、今日の議題に関係なくとも環境のことであれば結構だが、何かあるか。よろしいか。時間が少し短くなったが、これで審議を終わらせていただき、事務局にお戻りする。

4 閉会（司会）

・次回は令和2年3月23日（月）午前10時からの予定。